

徳島県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
2 4		羽ノ浦福井	阿南市長生町荒井股六番 一地从から 同 七番 一地先まで	同	新	九・七〇一四・九	二三・九
					旧	九・七〇九・八	二三・九